

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月29日
【事業年度】	第33期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	三井ホーム株式会社
【英訳名】	Mitsui Home Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 良二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03（3346）4411（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画統括本部長 松本 賢二
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03（3346）4411（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画統括本部長 松本 賢二
【縦覧に供する場所】	三井ホーム株式会社西日本営業本部 （大阪府大阪市中央区本町四丁目4番25号） 三井ホーム株式会社中部営業本部 （愛知県名古屋市中区新栄町二丁目9番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出しました第33期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(訂正前)

①～⑨ (省略)

(訂正後)

①～⑨ (省略)

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得に関する決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。